

公立大学法人下関市立大学事務職員懲戒規程

平成23年12月27日

規程第30号

改正 平成30年3月23日規程第2号

目次

- 第1章 総則（第1条―第5条）
- 第2章 懲戒審査委員会（第6条―第15条）
- 第3章 懲戒等処分の手続、効果（第16条―第22条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めるもののほか事務職員への就業規則による懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事務職員 公立大学法人下関市立大学職員就業規則第2条第1項各号に規定する職員のうち、主として事務に従事する職員をいう。
- (2) 就業規則による懲戒 公立大学法人下関市立大学職員就業規則第77条、公立大学法人下関市立大学有期雇用職員就業規則第82条、公立大学法人下関市立大学臨時有期雇用職員就業規則第69条又は公立大学法人下関市立大学臨時職員就業規則第26条に規定する「戒告」、「減給」、「停職」、「諭旨解雇」及び「懲戒解雇」をいう。

（処分基準）

第3条 就業規則による懲戒の対象及びその処分の基準は、別に定める。

（就業規則による懲戒の手続）

第4条 理事長は、事務職員に対し就業規則による懲戒の処分を行うときは、経営審議会の審議を経なければならない。

2 経営審議会における就業規則による懲戒の処分に関する審議は、次章に規定する公立大学法人下関市立大学懲戒審査委員会（以下「懲戒審査委員会」という。）の審議を経て行うものとする。

（非違行為の調査等）

第5条 事務局長は、当該組織の所属する事務職員について就業規則による懲戒の処分を受

けるべき行為（以下「非違行為」という。）があると思料するときは、速やかに理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、前項による報告を受けた場合は、事務局長に前項に係る非違行為について調査を要請し、当該調査結果の報告を求めるものとする。
- 3 理事長は、第1項による報告によるほか、非違行為があると思料するときは、事務局長に当該非違行為について調査を要請し、当該調査結果の報告を求めるものとする。
- 4 理事長は、前3項の報告により、非違行為があると思料する場合は、懲戒審査委員会に審査を付託する。

第2章 懲戒審査委員会

（懲戒審査委員会の設置）

第6条 事務職員に対し就業規則による懲戒の処分を適切かつ公正に行うため、懲戒審査委員会を設置する。

（懲戒審査委員会の審議事項等）

第7条 懲戒審査委員会は、理事長の要請により次に掲げる事項を行う。

- (1) 就業規則による懲戒の事由に係る事実の調査
- (2) 就業規則による懲戒の処分の要否及び処分の量定
- (3) その他就業規則による懲戒に関し理事長が特に命じた事項

（懲戒審査委員会委員）

第8条 懲戒審査委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 事務局長
- (2) グループ長 3名

2 理事長は必要があると認めるときは、前項に規定する委員に加えて理事長が指名する委員を若干名置くことができる。この場合における当該委員の任期は、理事長が定めるところによるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第1項第2号又は前項に規定する委員が、当該非違行為の対象者となる場合は、当該対象者は委員となることができない。

4 懲戒審査委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、事務局長をもって充てる。

（懲戒審査委員会の会議）

第9条 理事長は、第5条第4項の規定により懲戒審査委員会に審査の付託をする必要があると認めるときは、委員長に対し、懲戒審査委員会の開催を依頼する。

2 委員長は、前項の依頼が適当と認めるときは、懲戒審査委員会を招集する。

3 委員長は、懲戒審査委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

4 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

5 会議において議決を要するときは、出席委員の3分の2以上をもって決定する。

(弁明の機会の付与)

第10条 懲戒審査委員会は、就業規則による懲戒の処分に関する審査を行うに際して、調査の対象となる事務職員から書面又は口頭で弁明する機会を与えなければならない。

(参考人の意見の聴取)

第11条 委員長は、特に必要があると認めるときは、参考人を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(守秘義務)

第12条 委員、参考人及び当該非違行為の対象者は、職務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(結果の報告)

第13条 委員長は、第9条第1項の規定による理事長からの依頼に基づく調査、審査等が終了したときは、当該調査、審査等の結果を理事長に報告するものとする。

(議事録)

第14条 懲戒審査委員会は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第15条 懲戒審査委員会の庶務は、総務グループにおいて行う。

第3章 懲戒等処分の手続、効果

(処分理由書の交付)

第16条 就業規則による懲戒の処分は、事務職員に対し、その内容及び理由を記した処分理由書（別記様式）を交付して行う。

(懲戒処分の効力)

第17条 就業規則による懲戒の処分の効力は、前条の処分理由書を事務職員に交付したときに発生するものとする。ただし、直接交付することができない場合は、内容証明郵便等、確実な方法により送達する。

2 前項の処分理由書の交付は、これを受けるべき事務職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法第98条第2項に定める方法によって公示することにより行うものとする。この場合において、同条第3項の規定により相手方に到達したとみなす日をもって懲戒処分書の交付があったものとみなす。

(減給の方法)

第18条 減給は、前条の規定による効力の発生の日以後直近の給与又は賃金（以下「給与等」という。）の支給日に、給与等から減給分を差し引くものとする。ただし、効力の発生の日と給与等の支給日とが近接するなど理事長が必要と認める場合は、次の給与等の支給日に減額を行うものとする。

(期間計算)

第19条 停職の期間の計算は、暦日により行う。

2 前項の期間の起算は、第17条の規定により当該処分の効力が発生した日の翌日からとする。

(不服申立て)

第20条 就業規則による懲戒の処分を受けた事務職員は、理事長に対して不服申立てをすることができる。

2 前項の不服申立ては、処分のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に書面をもって行わなければならない。

3 理事長は、前項の不服申立てがあった場合において、再調査を要すると判断したときは、第6条に基づき新たに懲戒審査委員会を設置する。

(懲戒処分の公表)

第21条 事務職員へ就業規則による懲戒の処分を行った場合は、業務の透明性を確保するとともに、事務職員全体のサービスの倫理的自覚を促し、不祥事の再発防止に資するため、当該事案及び処分についての概要等を公表するものとする。

2 前項の公表を行う場合の基準については、別に定める。

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか、就業規則による懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月23日規程第2号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式（第 16 条関係）

処 分 理 由 書

(所属・職名)	(氏名)
<p>(処分の内容)</p> <p>1. 処分の種類及び程度</p> <p>2. 処分の根拠</p> <p>3. 処分の理由</p>	
(発令日付)	(交付日付)
平成 年 月 日	平成 年 月 日
<p>公立大学法人下関市立大学 理事長</p> <p>○ ○ ○ ○ 印</p>	

(注) この処分に不服がある場合は、公立大学法人下関市立大学事務職員懲戒規程第 20 条の規定により、懲戒のあったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内に、理事長に対して不服申立てをすることができる。